



第4号様式

流高第1039号
令和7年3月5日

(宛先) 流山市監査委員

流山市長 井崎 義治



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

令和7年2月20日付け、流監第107号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号		令和7年2月20日・流監第 107 号	
監査の種別		定期監査・行政監査	
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
健康福祉部高齢者支援課	意見	長期継続契約について、年度途中で契約期間満了をむかえるものの、1年分の金額で支出負担行為を起票していた。適正な事務執行が行われるよう、チェック体制の強化を図られたい。	予算見積書の記載について、契約期間に合わせた表記へ改めるとともに、契約書の写しを参照に、別紙のとおりチェックリストを作成のうえ、負担行為票の内容を複数名で確認をするようにいたしました。

- 1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。
- 2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。